

第 5 4 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 1 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 公の施設でのヘイトスピーチを防止するため、使用制限に関し必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。